

い わゆる「ロス疑惑」の中核となる「銃撃事件」について、最高裁第三小法廷（金谷利廣裁判長）は3月5日、検察側の上告を棄却する決定をした。殺人罪に問われた三浦和義さん（55歳）の無罪が確定した。

裁判の主題は、自白も物証もない中で、検察側が積み重ねた状況証拠を裁判所がどう判断するかにあった。

1981年、米国・ロサンゼルスで三浦さんと妻一美さんが何者かに銃撃された。一美さんは意識不明の重体となり1年後に死亡。1984年、週刊文春が、三浦さんによる保険金目的の殺人事件ではないかと報じると、ワイドショーに代表されるテレビ、他の週刊誌、そして新聞と、先後はありながらもそろって追従し、三浦さんを疑惑の人物に見立てる報道の洪水があふれた。

捜査の突破口になったのは、銃撃事件の3カ月前、一美さんが三浦さんの知人の元女優に殴打された事件だ。この事件で三浦さんは1985年、殺人未遂容疑で逮捕、起訴された（懲役6年が確定）。銃撃事件で逮捕されるのは実にその3年後、1988年だった。1審・東京地裁は1994年、三浦さんに無期懲役、銃撃の実行犯として起訴された元駐車場経営者に無罪を言い渡した。

一貫性欠いた検察側主張

2審・東京高裁は1998年、「検察官も主張していなかった「氏名不詳者との共謀」を突然認定した1審判決には、被告の防御の観点から考えると手続き上の違法がある」と1審判決を破棄。「三浦さんが実行犯に銃撃を指示したと認定できる確かな証拠はなく、有罪とするには合理的な疑いが残る」と無罪を言い渡した。元駐車場経営者も無罪とした。

上告審で注目されたのは、銃撃役となった共犯者はだれかという立証の根幹について、検察側が起訴以来貫いてきた「元駐車場経営者」説を撤回し、1審判決の「氏名不詳者との共謀」説（2審の最後で予備的訴因として追加）に完全に乘ったことだ。1、2審とも無罪とされた元駐車場経営者について上告を断念した以上、ほかに選択肢はなかったのだから、いかにも一貫性を欠くものだった。検察側が「氏名不詳の

だれかと共謀した」と主張するのは、まさに検察側が従来一貫して「元駐車場経営者に匹敵する嫌疑の強い人物は見当たらない」としてきた点を裏返した格好になっていた。

三浦さんに無期懲役を言い渡した1審判決に検察側も控訴したのは、「氏名不詳者との共謀」の認定に不服だったからなのだが、上告審では「1審判決に手続き上の違法はなかった」と強調。違法があったとする高裁判決には判例違反があると主張した。しかし、この点について第三小法廷は「事案を異に

ない」と判断した。元女優の供述についても、マスコミ報道による影響や捜査機関による誘導を考え、全面的に信用するには躊躇される、と述べた。

高裁判決は、こうした証言のほかにも、状況証拠1つひとつについて精密な判断を重ねた。そして、ここでも決定的だったのは、結局、共犯者になり得る人物が証拠上ほとんど見あたらない、ということだった。

第三小法廷は高裁の判断について、記録を精査したうえで「是認できる」と支持した。

検察側にはこうした「精密司法」に対する不満がくすぶっている。「たとえば、ある人がA地点からB地点に行ったことを立証するのに、ある時刻にA地点、一定時間経過後にB地点にいたと言えは足るはずなのに、中間のC地点、さらにその間のD、E地点を通ったことも証明しなければいけない、というのが裁判所のやり方だ。重大事件になればなるほど有罪認定に臆病になっている」というのだ。

ロス疑惑と裁判員制度

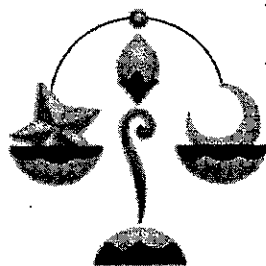
刑事裁判に対するメディアの影響をどう考えるか、精密司法のあり方をどう変えるかについては、裁判員制度に向けて活発化している論点でもある。

「日本でも裁判員制度が導入されれば、有罪の可能性が強い」というコメントを掲載した新聞記事が法律家たちの微苦笑を誘っている。この仮説が正しいかどうか論ずることはほとんど意味がないが、少なくとも、裁判員制度が導入されていけば、1審ですべて審理を見つめてきた裁判長が異動になり、その後任が判決を書くということはいえぬ。さらに、裁判員が状況証拠の積み重ねをどう判断するかは、裁判官の説示によるところが小さくないことも念頭に置いておくべきであろう。

三浦さん本人は、高い勝率を誇った名営業損害訴訟での経験も相まって、日本の裁判への信頼感を持っているようだ。最高裁決定後の記者会見では「長くてもきちんとやってもらってよかった」と振り返る一方、「裁判員制度で市民感覚が裁判の制度に入ってくることは賛成だ」と話した。（C）

司法記者の眼

ロス疑惑 最高裁決定



する判例を引用するもので、適切ではない」とあっさり退けた。

状況証拠と「精密司法」

状況証拠の中で小さくない位置を占めたのが、「三浦さんから保険金殺人を持ちかけられた」という複数の人たちの証言や、「銃撃事件と同様の手段で殺人計画を持ちかけられた」という元女優の証言だ。これが信用できれば、三浦さんが共犯者を物色したり、事件を予告したりしたことになり、事件への関与を強く疑わせることになる。

しかし、東京高裁判決は、一部の証言の信用性に疑問符をつけた。

例えば、複数の知人については、テレビ局のインタビューに答える際に出演料を得ていることなどから、「テレビ局に迎合する意図がなかったとはいえ